

令和5年度決算に基づく
健全化判断比率等の概要

令和6年11月

周 南 市

1 概要

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」が公布され、平成19年度決算から、「健全化判断比率」及び各公営企業の「資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けた上で議会に報告し、公表することが義務付けられております。

公表することとなるのは、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（以上まとめて「健全化判断比率」といいます。）の4指標と、「資金不足比率」です。

各指標において、財政運営が破たん状態となる「財政再生基準」とその手前の財政状態の危険を示す「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」が設けられており、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定しなければならず、地方公共団体の自主的な改善努力により財政の健全化を図ることになります。

さらに指標のうち1つでも、財政再生基準を超えた場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定しなければならず、国等の関与のもとに確実な再生を図ることとなります。

2 健全化判断比率の状況

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.51	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.51	30.00
実質公債費比率	9.0	9.2	25.0	35.0
将来負担比率	66.3	66.0	350.0	

(備考1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」としています。

(備考2) 早期健全化基準は、周南市に適用された令和5年度の数値を表示しています。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」ともに、赤字額がありませんでした。
「実質公債費比率」、「将来負担比率」は、それぞれ早期健全化基準を下回りました。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} \quad (\triangle 9.78\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad (\triangle 3,739,155 \text{千円})}{\text{標準財政規模} \quad (38,230,537 \text{千円})}$$

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

連結実質赤字比率 (△95.54%)	=	$\frac{\text{連結実質赤字額 (△36,529,064千円)}}{\text{標準財政規模 (38,230,537千円)}}$
-----------------------	---	---

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する全会計及び一部事務組合等の元利償還金、また、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

実質公債費比率	=	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{※1 準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A}$
---------	---	---

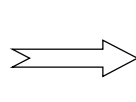
※1 準元利償還金

- ① 公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金
- ② 一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金
- ③ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ④ 一時借入金の利子

A…元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(令和5年度単年度) 実質公債費比率 (9.7%)	=	$\frac{(8,226,988千円 + 2,237,682千円) - (1,100,988千円 + 6,254,934千円)}{38,230,537千円 - 6,254,934千円}$
---------------------------------	---	--

平成20年度単年度	=	12.1%
平成21年度単年度	=	11.2%
平成22年度単年度	=	9.8%
平成23年度単年度	=	8.9%
平成24年度単年度	=	9.1%
平成25年度単年度	=	8.3%
平成26年度単年度	=	8.2%
平成27年度単年度	=	7.8%
平成28年度単年度	=	7.5%
平成29年度単年度	=	8.2%
平成30年度単年度	=	8.4%
令和元年度単年度	=	9.2%
令和2年度単年度	=	9.0%
令和3年度単年度	=	8.7%
令和4年度単年度	=	9.2%
令和5年度単年度	=	9.7%



3か年平均 9.2% (参考：令和4年度 9.0%)

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき、全会計、一部事務組合、第三セクターを含めた実質的な負債額の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{※2 将来負担額} - (\text{※3 充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}}$$

$$66.0\% = \frac{111,694,844\text{千円} - (30,855,099\text{千円} + 59,730,774\text{千円})}{38,230,537\text{千円} - 6,254,934\text{千円}}$$

※2 将来負担額

- ①一般会計等の地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
- ④一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額
- ⑤退職手当支給予定額
- ⑥第三セクターの損失補償債務に係る一般会計等の負担見込額

※3 充当可能財源

- ①充当可能基金
- ②特定財源見込額（国庫支出金、都市計画税等）

B…地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

A…元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

3 資金不足比率の状況

公営企業会計の資金不足額が、事業規模（料金収入）に対してどれだけの割合を占めるかを指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{※1 資金不足額}}{\text{※2 事業の規模}}$$

○地方公営企業法の適用事業

※1 資金不足額＝①＋②－③－④

①流動負債（企業債等の額を除く。）

②建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

③流動資産

④解消可能資金不足額

※2 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

○地方公営企業法の非適用事業

※1 資金不足額＝①＋②＋③－④

①繰上充用額

②支払繰延額・事業繰越額

③建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

④解消可能資金不足額

※2 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(単位：％)

会計の名称	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
介護老人保健施設事業会計	—	—	
モーターボート競走事業会計	—	—	0.0
地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0

(備考) 資金不足が生じていない会計は「—」としています。

全ての公営企業会計において、資金不足比率は発生していません。

4 早期健全化基準

地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

- ・実質赤字比率……財政規模に応じ11.25～15% 【本市は11.51%】
- ・連結実質赤字比率……財政規模に応じ16.25～20% 【本市は16.51%】
- ・実質公債費比率……25%
- ・将来負担比率……350%

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。本市は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告しなければなりません。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表するとともに県知事へ報告しなければなりません。

5 財政再生基準

地方公共団体が、財政状況が著しく悪化した状況により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準

- ・実質赤字比率……20%
- ・連結実質赤字比率……30%
- ・実質公債費比率……35%

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。また、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

6 経営健全化基準

各公営企業が、経営状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその経営の健全化を図るべき基準

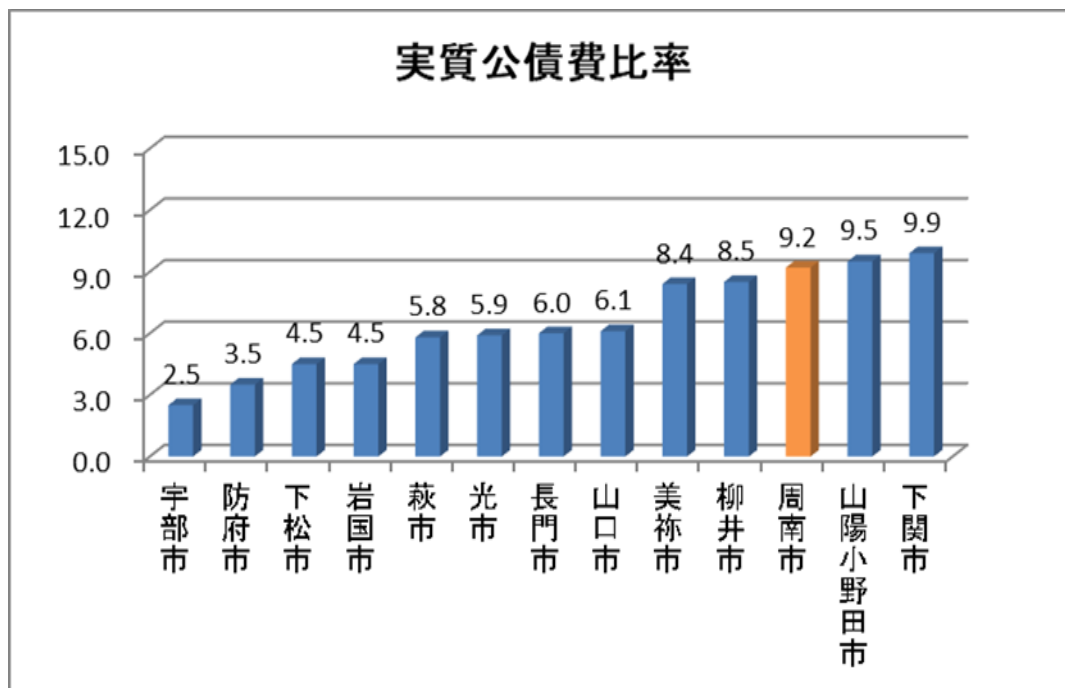
- ・資金不足比率…20%（公営競技を行う法適用企業にあつては、零）

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告しなければなりません。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表するとともに県知事へ報告しなければなりません。

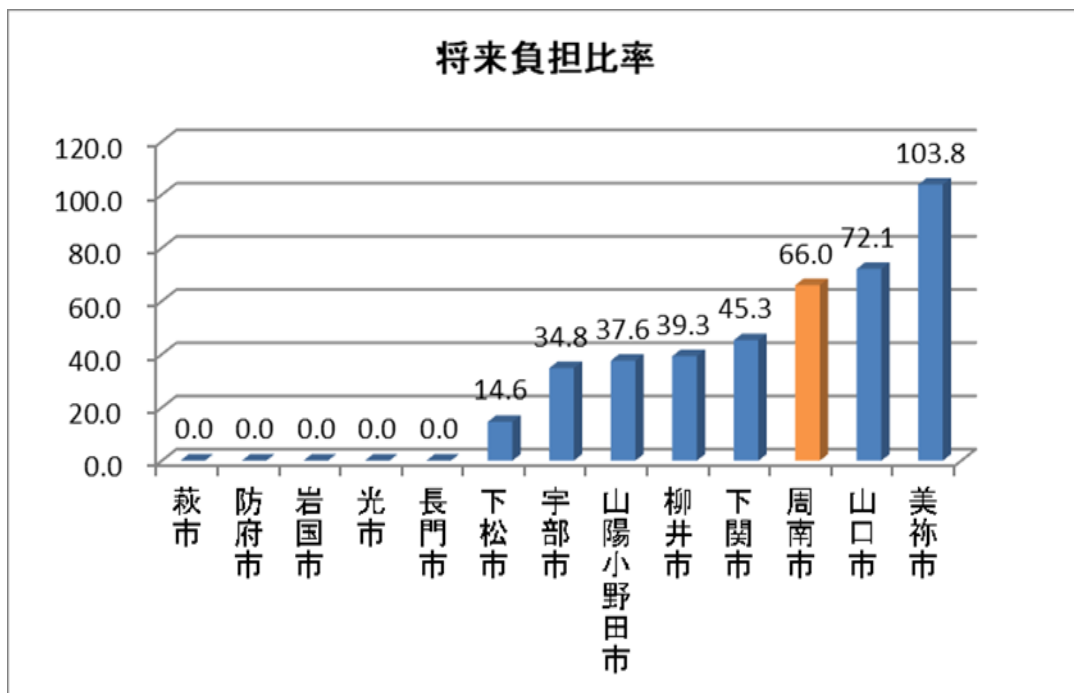
7 県内13市の状況

※他市分は速報値

(単位 %)



(単位 %)



8 健全化判断比率等の対象

周南市	一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		一般会計等に属する特別会計	該当なし					
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計					
			国民健康保険鹿野診療所特別会計					
			後期高齢者医療特別会計					
			介護保険特別会計					
			駐車場事業特別会計					
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計					
			下水道事業会計					
			病院事業会計					
			介護老人保健施設事業会計					
			モーターボート競走事業会計					
		法非適用企業	地方卸売市場事業特別会計					
	一部事務組合・広域連合		山口県市町総合事務組合					
			周南地区福祉施設組合					
			山口県後期高齢者医療広域連合					
			周南地区衛生施設組合					
			光地区消防組合					
	第三セクター		大津島巡航株式会社					

※公営企業会計ごとに算定